

議案第19号

鯖江市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鯖江市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月24日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の基準についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鯖江市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年鯖江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第3項列記以外の部分中「指定都市」の次に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該

学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則第3項中「この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和5年3月31日までに修了することを予定している者」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了を予定している者」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。